

99.1%※の市民の方々は**早期**に納付しています

※令和4年度 市税収納率(現年分)

期限内納付には **口座振替** が **おすすめ** です!

安全 ▶ 現金を持ち歩く必要なし

確実 ▶ 納期限の日に自動引き落とし

便利 ▶ 納付に出かける手間なし

用意するもの

- 納税通知書
- 預貯金通帳
- 口座届出印
- キャッシュカード
- 本人確認書類



申込場所

- 指定金融機関窓口
- 納税課 (郵送でもOK)
- 谷塚・松原・新田 サービスセンター



詳しくはこちら
市ホームページ




3月末までに申し込めば
令和6年度1期に間に合うよ!



そのほかの納付方法

eL-QRで楽々納付!

- お手元に「 (eLマーク)」の記載のある納付書を用意して、「地方税お支払サイト」にアクセスしてください。「地方税お支払サイト」では、**クレジットカード納付**、**インターネットバンキング** 等を利用できます。
- 各種スマホ決済アプリも利用できます。アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取って納付してください。
注:クレジットカード納付は手数料がかかります。

詳しくはこちら
地方税お支払サイト



コンビニで便利に!

- セブン-イレブン
- ファミリーマート
- ローソン
- ミニストップ など

コンビニの
営業時間内であれば
土日祝日や夜間も
納付できるよ!



期限内納付が困難な人は速やかに納税相談を!

納税相談をご希望の場合は、**納税義務者本人**、**同一世帯の人**(別世帯の場合は**委任状をお持ちの人**)が本人確認できるものを持参の上、開庁時間内に市役所納税課窓口までお越しください。

期限内納付が困難であることを証明する書類(給与明細等の収入に関わるもの、医療費等の支出に関わるもの)をご持参ください。

納期限を過ぎると**「延滞金」**が加算されます。

【令和6年の延滞金の割合 年8.7% (※納期限後1か月間は年2.4%)】

また、納税せず放置した場合、**「財産の差押え(滞納処分)」**を受けることがあります。

納税猶予(徴収猶予・換価の猶予)・延滞金減免制度について

災害、病気やけが等の一定の要件に該当し、かつ「納税の誠意がある」と認められた人に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

※上記要件に該当し、市税等を一時に納付することができない書類等を添えて申請する必要があります。

☎納税課 納付について☎922-1098
相談について☎922-1124・1126 ☎920-1502

納税コールセンターについて

草加市では市税等を納期限までに納付されていない人に対して、電話による納付の呼びかけを行っています。

なお、納税コールセンターが**口座を指定して振込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示したりすることはありません。**

市役所納税課や納税コールセンターをかたった電話にご注意ください。

日曜・夜間納税窓口

平日(8時30分~17時)のほか、次の時間も開庁しています。

日曜 9時~12時30分

夜間 ㊄(祝・休を除く) 21時まで

納税課の窓口でできること: 市税等の納付、納税相談、納税証明書発行等

※納税相談をご希望の場合は、相談時間を確保するため、**業務終了30分前までにお越しください。**